秋田市一般廃棄物処理手数料に係る還付金支払要綱

令和4年8月18日 市 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号。以下「条例」という。)第32条第4項ただし書の規定に基づき、条例第32条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)の誤算定により発生した還付金(一般廃棄物処理手数料の過納金(以下「過納金」という。)およびこれに係る還付加算金をいう。以下同じ。)を当該一般廃棄物処理手数料の納付者に対して還付することにより、納付者の不利益を補填することを目的とする。

(対象者)

- 第2条 還付金を受けることができる者は、一般廃棄物処理手数料(令和 4年5月16日から同年6月4日までの間(以下「令和4年対象期間」と いう。)又は令和5年4月21日(以下「令和5年対象日」という。)に 秋田市総合環境センターに搬入された一般廃棄物に係るものに限る。以 下同じ。)を納付した市民又は事業者であって、当該一般廃棄物処理手 数料について誤算定による過納があると市長が認めた者(以下「還付対 象者」という。)とする。
- 2 市長は、還付対象者である市民に相続があったときは、相続人に還付金を支払う。
- 3 前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、相続人代表者に 還付金を支払うものとする。この場合において、相続人代表者は、相続 人全員が連署した相続人代表者指定届(様式第1号)を市長に提出する ものとする。

(環付金の額)

第3条 還付金の額は、過納金およびこれに係る還付加算金の合計額とす

る。

- 2 搬入1回当たりの過納金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める金額とする。
 - (1) 令和4年対象期間については、次のとおりとする。ただし、ウに該当する場合であって、市長が令和4年5月15日以前の計量値との比較による算定又は再計量による算定が必要と認めたときは、その結果により算定された金額とする。
 - ア 納付した一般廃棄物処理手数料の額が117円の場合 0円
 - イ 納付した一般廃棄物処理手数料の額が234円の場合 117円
 - ウ 納付した一般廃棄物処理手数料の額が351円以上の場合 234円
 - (2) 令和 5 年対象日については、次のとおりとする。ただし、カに該当する場合であって、市長が令和 5 年 4 月 20 日以前の計量値との比較による算定又は再計量による算定が必要と認めたときは、その結果により算定された金額とする。
 - ア 納付した一般廃棄物処理手数料の額が117円の場合 0円
 - イ 納付した一般廃棄物処理手数料の額が234円の場合 117円
 - ウ 納付した一般廃棄物処理手数料の額が351円の場合 234円
 - エ 納付した一般廃棄物処理手数料の額が468円の場合 351円
 - オ 納付した一般廃棄物処理手数料の額が585円の場合 468円
 - カ 納付した一般廃棄物処理手数料の額が702円以上の場合 585円
- 3 還付加算金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第4 項の規定により地方税の例により計算するものとする。

(申出等)

- 第4条 還付金を受けようとする者は、秋田市一般廃棄物処理手数料還付申出書(様式第2号)に、令和4年対象期間内又は令和5年対象日に納付した一般廃棄物処理手数料に係る領収書を添えて市長に提出するものとする。ただし、紛失その他やむを得ない理由により領収書を添えることができない場合は、これを添えないことができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、その内容を確認し、 還付の決定又は不還付の決定をするものとし、還付の決定をしたとき

は、還付金の額を確定するものとする。

3 前項の規定により、還付の決定および還付金の額の確定(以下「還付の決定および確定」という。)をしたときは秋田市一般廃棄物処理手数料還付決定通知書兼支払通知書(様式第3号)、不還付の決定をしたときは秋田市一般廃棄物処理手数料不還付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(還付金の支払い)

- 第5条 市長は、前条第3項の還付の決定および確定をしたときは、通知 した日から30日以内に還付金を支払うものとする。この場合において、 秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)第64条第6号の規定を適 用する。
- 2 還付金は、口座振替の方法により支払うものとする。ただし、申出者が金融機関等に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる場合等、口座振替による支払いが困難な場合であると市長が認める場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第161条第2項の規定に基づき資金前渡の方法により支払うものとする。

(決定の取消し等)

第6条 市長は、返還対象者が虚偽の申出その他不正の手段により還付金の支払いを受けたと認めるときは、当該返還対象者に係る還付の決定を 取り消し、既に支払った還付金の全部又は一部を返還させるものとす る。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月2日から施行する。
 - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和10年9月30日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

			相続人代	表者指定	定届			
ر دار ر	生 \ 工, 厅	1 				年	月	日
(列)	先) 秋日	1 巾 女						
			相続人代	表者(被	相続人と	の続柄)
			住 所					
			氏 名					
以一	下の被相	目続人に対	する一般廃	棄物処理	手数料に	係る還	付金を	受領す
る相組	続人代表	者に指定	ごされました。	ので届け	出ます。			
なこ	お、この	件に関し	て、いかな	る事情が	生じても	相続人	代表者	である
			けいたします。					
4117	氏	名						
被相	死 亡	· 時 の						
	死亡時の住(居)所							
続人								
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	死亡年月日			4	年 月	目		
相続人	氏	名	被相続人との続柄		住	j	所	

様式第2号(第4条関係)

秋田市一般廃棄物処理手数料還付申出書									
						年		月	日
(宛先) 秋田市長									
				₹					
			住所						
		申出者	氏名						
			電話						
秋田市一般廃棄物処理手数料に係る還付金支払要綱第4条の規定により、一般廃棄物処理手数料を還付するよう申し出ます。									
振込先	金融機関名				支厂	吉名			
	口座種別	普通	• 当月	・ 当座 ・ その他 ()
	口座番号								
	口座名義人	(フリガナ)							
搬入年月	車両番号(※)			納付額(※)					

※ 領収書を添付する場合は、搬入年月日、車両番号、納付額の記載は不 要です。 秋田市一般廃棄物処理手数料還付決定通知書兼支払通知書

年 月 日

様

秋田市長

秋田市一般廃棄物処理手数料に係る還付金支払要綱第4条の規定により、次のとおり還付金を支払います。

還付金

円 (うち、還付加算金 円)

〔教示〕

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市(代表者は秋田市長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

秋田市一般廃棄物処理手数料不還付決定通知書

年 月 日

様

秋田市長

申出のあった一般廃棄物処理手数料の還付について、下記のとおり不 還付と決定したので、秋田市一般廃棄物処理手数料に係る還付金支払要 綱第4条の規定により通知します。

記

不還付の理由

〔教示〕

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市(代表者は秋田市長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

-	9	-		
	U			